

# 一般社団法人 日本神経回路学会 代議員選挙規程

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第 13 条および第 14 条の規定に基づき、代議員の選出・任期・再任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 代議員とは、本会の正会員および名誉会員(以下「主会員」という)からこの規程に基づき選出された者で、主会員を代表して本会の社員として総会で議決を行う者をいう。

### (代議員の選出方法)

第 3 条 代議員は、本会の主会員の中から主会員による選挙により選出される。

### (代議員の定数)

第 4 条 本会の代議員の総定数は、本会の定款第 13 条に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、7 月 1 日現在の主会員数を基準に算定するものとする。

### (代議員の任期)

第 5 条 代議員の任期は、本会の定款第 14 条第 4 項の規定により、選任の 2 年後に実施される代議員選挙の結果公示までとする。ただし、連続 3 回までの再任は妨げない。

### (選挙人の資格)

第 6 条 選挙人は、代議員の選挙が行われる年の 9 月 1 日において、主会員として承認されている者でなければならない。

### (被選挙人の資格)

第 7 条 代議員の被選挙人(以下「代議員候補者」という)は、代議員候補者名簿を公示する日において、主会員でなければならない。

2 代議員候補者は、理事会の推薦または主会員の推薦により、次の基準により本人の承諾を得たうえで代議員候補者名簿の公示 1 日前までに決定する。

(1) 理事会は代議員候補者を主会員の中より推薦する。ただし、当該選挙において改選される代議員で、その任期が連続 6 年におよぶ主会員は推薦対象から除外するものとする。また、

会費未納者は推薦対象から除外するものとする。

(2) 理事会は、代議員候補者のうち3分の1以上は改選される代議員以外から推薦する。

(4) 選挙管理委員会は理事会推薦による代議員候補者を会員に公表し、同候補者以外の代議員候補者の推薦を、主会員から募る。ただし、推薦者となれるのは、主会員としての学会所属期間が5年以上で未納会費のない主会員のみである。代議員候補者は、推薦資格のある主会員3名以上からの推薦を必要とする。推薦資格のある主会員からの推薦においても、1項で推薦対象から除外される主会員は推薦対象から除外する。

(5) 1名の推薦資格をもつ主会員が推薦できる代議員候補者は3名までとする。

(6) 推薦資格のある主会員は、自分自身を代議員候補者として推薦することができる。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会)

第8条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、代議員選挙の公示前に組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員は若干名とし、理事会において理事の中から選出の上、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から会長が理事会の議を経て委嘱する。

5 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

6 選挙管理委員会は会長の命により事務局の協力を得て選挙に関する事務的処理を行なう。

### (委員の任期)

第9条 委員の任期は前条第2項の規定により選出された日から選挙結果を公表し、委員会の解散の日までとする。

### (委員会の業務)

第10条 委員会の業務は、次のとおりとする。

(1) 主会員への代議員及び補欠の選挙の開催・日程等の周知

(2) 代議員及び補欠の候補者名簿の作成

候補者名簿には、理事会推薦者と主会員推薦者を分けて、候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ候補者の所属機関を付記する

(3) その他代議員選挙に関し必要な事項

### (代議員選挙の公示)

第11条 委員会は新代議員の選挙結果の公示日の1か月前までに、代議員候補者の名簿の公示を行わなければならない。

2 選挙管理委員会は、理事会により推薦された代議員候補者および推薦資格を満たす主会員3名以上により推薦された代議員候補者について、第7条の条件を確認し、本人の同意を得たうえで代議員候補者名簿を作成する。

(選挙結果の報告)

第12条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を主会員等に通知しなければならない。

(選挙方法)

第13条 代議員の選挙は、次の方法により行うものとする。

(1) 投票は、電子投票によるものとする。ただし、本会が電子投票を行うことが困難な場合は、選挙人への周知の上、代替手段を用いる。

(2) 各主会員は第11条の候補者名簿のなかから、上記第4条により定められた代議員の総定数(以下、「改選定員数」という)またはそれ以下の人数の代議員を選挙する。選挙される人数は改選定員数を越えてはならない。

(3) 選挙管理委員会は主会員による投票結果を得票順に改選定員数まで配列し、名簿を作成する。最下位に同点者があり、改選定員数の候補者が決まらない場合は、定員数まで入会承認順(再入会の場合は、再入会時とする)に候補者を決定する。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

(4) 前号により決定された候補者を、50音順に配列した名簿を代議員選挙結果として理事会に提出する。この名簿には得票数と得票順位を示さないものとする。

(5) 理事会は前号において作成された代議員選挙結果より、新しく選出される代議員を決定する。

(6) 代議員選任後、改選定員数2割の欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

(投票結果の受諾)

第14条 当選者は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員を受諾する。当選の辞退及び任期途中の辞任については、理事会の議による。

(選挙の疑義)

第15条 代議員の選挙に疑義が生じたときは、委員会で処理されることを原則とする。

### 第3章 改正

(改正)

第16条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

#### 第 4 章 附則

(附則)

第 17 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。

(経過措置)

第 18 条 この規程の施行後の第 1 事業年度における代議員選挙については、第 8 条 3 項および 4 項にかかわらず、委員会委員長は、任意団体 日本神経回路学会の選挙管理委員会委員長が引き継ぐ。

2 当該代議員選挙の公示については、第 11 条 1 項にかかわらず、新代議員の選挙結果の公示日の 3 週間前までに、代議員候補者の名簿の公示を行わなければならない。